

(公表概要)

単身赴任手当支給事務の取扱いについて（平成2年例規（警）第37号）

この例規通達は、千葉県警察職員の単身赴任手当の支給について、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第12条、職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年千葉県人事委員会規則第3号）及び単身赴任手当の運用について（平成2年人委給第182号）の補足事項を定めるもの。